

お客様各位

伊達信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

当金庫では政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記の取組みを実施いたします。

今後もお客さまの多様なニーズにお応えするため、様々な商品・サービスの提供に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座預金の新規口座開設停止

実施日	2025年4月1日(火)
内容	当座預金の新規口座開設を停止いたします。 実施日以降は、普通預金・決済用普通預金をご利用下さい。 ※既に当座預金をご利用中のお客様は引き続きご利用いただけます。

2. 一般当座貸越の新規申込停止

実施日	2025年4月1日(火)
内容	一般当座貸越の新規申込を停止いたします。 ※既に一般当座貸越をご利用中のお客様は引き続きご利用いただけます。

3. 払戻請求書（出金伝票）による当座預金出金の取扱開始

実施日	2025年4月1日(火)
内容	当座預金からの払い戻しについて、現行の小切手の振出のほか、払戻請求書による取扱いを開始します。ただし、小切手と同様に払戻請求書による払い戻しは口座開設店に限ります。 ※小切手による払い戻しは引き続きご利用いただけます。

4. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

実施日	2025年4月1日(火)
内容	2027年4月1日(木)以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）について、代金取立の受付を停止いたします。 ※該当の手形等を既にお持ちのお客さまは、窓口にご相談下さい。

※手形・小切手に代わる決済方法として「電子記録債権（でんさい）」、「WEB-FB」への移行をご案内しておりますので、是非ともご検討をお願い申し上げます。

以上